

新型コロナウイルス感染対策文化の家生涯学習室ガイドライン

令和3年2月9日（改正）
河津町教育委員会

令和3年2月15日より文化の家生涯学習室を利用するにあたり、以下の点に留意し利用するようお願いいたします。

1 利用の条件

施設利用者は、静岡県内に住所を有する者とする。

2 利用人数

施設利用者の人数は、**24名以内**とする。（ $98.5 \text{ m}^2 \div 4 \text{ m}^2$ ）

3 利用者が遵守すべき事項

- 1) 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせること
 - ア 体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 過去14日以内に県境をまたいでの移動をした場合
- 2) マスクを着用すること
- 3) 入室前に手指消毒を実施すること
- 4) 他の利用者との距離（できるだけ1m）を確保すること

4 活動や行動を避ける内容

利用者相互が接触するような行為

5 利用者の義務

- 1) 利用前・利用後には換気をし、1時間毎に5分以上の換気をする
- 2) 利用者は、「利用者名簿」を作成し、利用後教育委員会へ提出すること
- 3) 施設利用時に出たごみは、各自持ち帰り処分すること
- 4) 利用終了後は、利用した物及び利用中手の触れた場所の消毒をすること
- 5) 利用終了後及び帰宅後は、必ず手洗い、うがいをすること

6 その他

- 1) 利用するにあたり疑義が生じた場合は、施設管理者に相談すること
- 2) 施設管理者から指示に従うこと

(利用者名簿)

団 体 名 _____

代表者氏名 _____

利 用 日 令和 年 月 日 () _____

利用時間 時 分 ~ 時 分 _____

活 動 内 容 _____

番号	氏 名	住 所	電話番号	体温(°C)	その他
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					